

令和7年11月6日

特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（6か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（6か月）について

- 消費者庁は、美容クリーム等を販売する通信販売業者である株式会社B I Z M（本店所在地：東京都品川区）（以下「B I Z M」といいます。）に対し、令和7年11月5日、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、令和7年11月6日から令和8年5月5日までの6か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、消費者庁は、B I Z Mに対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。
- また、消費者庁は、B I Z Mの代表取締役である大橋 颯介（おおはし そうすけ）に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和7年11月6日から令和8年5月5日までの6か月間、前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者等

- （1）名 称：株式会社B I Z M
（法人番号：9010701046844）
- （2）本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目12番7号
- （3）代 表 者：代表取締役 大橋 颯介
- （4）設 立：令和6年11月14日
- （5）資 本 金：500万円
- （6）取 引 類 型：通信販売
- （7）取 扱 商 品：美容クリーム等

2 特定商取引法の規定に違反する行為

- (1) 誇大広告（優良誤認）（特定商取引法第12条）
 - (2) 誇大広告（有利誤認・事実相違）（特定商取引法第12条）
 - (3) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における誤認表示（特定商取引法第12条の6第2項）
- 3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。
- 別紙1：BIZMIに対する行政処分の概要
 - 別紙2：大橋 颯介に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-600-0340
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社B I Z Mに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社B I Z M(以下「B I Z M」という。)は、B I Z Mが運用するウェブサイト(そのURLが<https://skin-venus.net/shop/>で始まるもの)において、パソコン、スマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、消費者から「スキンヴィーナスプレミアムリペアクリーム」と称する美容クリーム(以下「本件商品」という。)等の売買契約の申込みを受けて本件商品を販売していることから、このようなB I Z Mが行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第2条第2項に規定する通信販売(以下「通信販売」という。)に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

B I Z Mは、令和7年11月6日から令和8年5月5日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア B I Z Mが行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。

イ B I Z Mが行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。

ウ B I Z Mが行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

ア B I Z Mは、商品の販売条件について広告した際、商品の効能について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示をしていたことに加え、商品の販売価格、代金の支払の時期及び方法、引渡時期並びに売買契約の解除に関する事項について、実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示及び著しく事実と相違する表示をしていた。また、特定商取引法第12条の6第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る売買契約の申込み(以下「特定申込み」という。)に係る手続が表示される映像面において、商品の分量、販売価格、代金の支払の時期及び方法、引渡時期並びに売買契約の解除に関する事

項につき、人を誤認させるような表示をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、その発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）を講じ、これらをB I Z Mの役員及び従業員に、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ B I Z Mは、通信販売により、B I Z Mの商品に係る売買契約を締結しているところ、令和７年２月２０日から令和７年１１月５日までの間にB I Z Mとの間で通信販売により当該売買契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp>）に掲載される、B I Z Mに対して前記（１）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する資料を添付して、令和７年１２月５日までに書面により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和７年１１月１９日までに、契約の相手方に発送する予定の通知書面の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

（ア）前記（１）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）後記４（３）の内容

ウ 後記４（１）及び（２）の内容を消費者に周知すること。

エ B I Z Mは、今後、B I Z Mが行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

３ 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第１４条第１項及び第１５条第１項

４ 処分の原因となる事実

B I Z Mは、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、消費者庁は、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（１）誇大広告（優良誤認）（特定商取引法第１２条）

B I Z Mは、少なくとも令和７年２月２０日から同年４月８日までの間に、別添資料１のとおり、本件商品の効能について広告をしたとき、以下アからキまでのとおりの表示をすることにより、あたかも、本件商品を３

日間又は7日間塗布するのみで皮膚に生じたしみを完全に消すことができるかのような表示をしていた。

- ア. 「誰でも確実に7日でシミが完全消滅」との表示並びに「シミに塗るだけで シミが完全消滅」との文言が付された本件商品の使用中及び使用前後を示した女性の動画
- イ. 「シミが一瞬で」との文言が付された本件商品を使用中の女性の動画及び「見事にシミが消滅！」との文言が付された本件商品を使用中の女性の動画並びに「あれ…消えてる！？なんで！？！？」との表示
- ウ. 「あんなに何を使ってもダメだったシミが1週間で消え去りました…」との表示及び「1週間でシミが完全消滅」との文言が付された女性の画像
- エ. 「だから、私が10年以上悩んできた顔の大きな濃いシミも…」との表示及び「3日後」との文言が付された本件商品の使用前後と思われる肌の画像
- オ. 「日焼け止めを塗ったことがないという旦那に使ってみたら…」との表示及び「7日後」との文言が付された本件商品の使用前後と思われる男性の画像
- カ. 「だから、今まで何を使っても消えなかった根深いシミが…」との表示並びに「濃くて根深いシミも… 3日で完全消滅！」との文言が付された女性の動画
- キ. 「実際に使ってみると…」、「なんと…シミが見事に消えてる！！ そのまま1週間使い続けたら…」及び「シミ一つない綺麗な肌が爆誕してしまいました…！！」との表示、「シミに塗ってみると… 見事に消えた！」との文言が付された、本件商品を使用し直後に肌から拭き取っている女性の動画

この点について、当庁からB I Z Mに対し、特定商取引法第12条の2の規定に基づき、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、B I Z Mは資料を提出した。

しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料とは認められないものであったため、B I Z Mが行った当該表示は、特定商取引法第12条の2の規定により、商品の効能につき、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示に該当するものとみなされる。

(2) 誇大広告（有利誤認・事実相違）（特定商取引法第12条）

B I Z Mは、本件商品の販売条件について広告をしたとき、少なくとも令和7年2月20日から同年4月8日までの間に、別添資料2のとおり、「1回限り・解約不要 本日限定80%OFFでプレゼント」、「1回限り

解約不要 1本でシミを消したい人におすすめです！」、「初回限定 高級ファンデ無料 クーポン適用で1,980円 最安値で申し込む！ 1回限り・解約不要！」、「初回限定 残りわずか！無くなり次第終了 1回限り・解約不要」などと表示したほか、「【本日限定】送料無料・購入回数の縛りなし」、「たった1,980円で2万円以上の高級シミケアを使えるなんて…」、「赤字覚悟キャンペーン」、「お得すぎて、なにか裏があるんじゃないか？」と疑ったんですが…安心の購入回数の縛りなしでした」、「詐欺広告にありがちな「最低〇回は購入してください」という『購入回数のお約束なし』」、「通常価格22,110円（税込） 特別価格1,980円（税抜）」、「今ならたった1980円で本来の透明肌に戻れる」などとも表示し、あたかも、別添資料2又は当該ページから遷移した先のウェブページから申し込むことのできる本件商品の販売条件につき、1,980円（税込2,178円）のみを支払うことによって本件商品1本を購入することができ、2本目以降の購入を義務付けられるなどの契約上の制約が課せられることがないものであるかのような表示をしていた。

しかし、当該広告から自動的に遷移する本件商品のチャットボットページ（以下「本件チャットボットページ」という。）から申し込むことができる「リッチケアコース」と称する定期購入契約（以下「本件定期購入契約」という。）の内容は、実際には、2回目以降のお届け予定日の15日前の期限までに所定の方法に従った解除の連絡をしなければ、2回目以降の商品（1回当たり本件商品3本）の対価（1回当たり税込19,965円）の支払いを順次義務付けられ続ける期限の定めのない定期購入契約であった上、2回目の商品を購入せずに解除をする場合には、「差額分」と称する解約料を含めて税込11,055円の支払いが義務付けられるなどの契約上の制約が課されたものであって、当該契約を締結した者は、2回分の合計本件商品4本の対価として合計22,143円を支払うか、本件商品を初回の1本のみ購入するには合計11,055円を最低でも支払うこととされており、1,980円（税込2,178円）のみを支払うことによって本件商品1本を購入することはできないものであった。

（3）特定申込みに係る手続が表示される映像面における誤認表示（特定商取引法第12条の6第2項）

BIZMは、少なくとも令和7年2月20日から同年4月8日までの間に、本件商品の販売条件について広告をしたとき、前記（2）のとおりを表示をした上で、別添資料2の広告内に存する「初回限定 高級ファンデ無料 クーポン適用で1,980円 最安値で申し込む！ 1回限り・解約不要！」等と表示されたボタンを押下することで自動的に遷移する本件チャットボットページ内の本件定期購入契約の特定申込みに係る手続が表

示される映像面（別添資料3「【ご注文内容の確認】」欄から「特別価格 1, 980円 最安値価格で申し込む」等と表示されたボタン（以下「本件ボタン」という。）まで。）において、本件ボタンの直上のピンク色の枠内に「【ご注文内容の確認】 ◀ご注文内容▶：リッチケアコース コンビニ後払い決済 【商品価格】：1, 980円（税別）{2, 178円（税込）} 【送料】：無料 【手数料】：220円（税別）{242円（税込）}」及び「【お支払い額】：2, 200円（税別）{2, 420円（税込）}」と、本件定期購入契約の販売条件のうち、最初に引き渡す商品の販売価格等のみを分離して強調する形式で表示し、あたかも、本件定期購入契約の内容が、1, 980円（税込2, 178円）のみを支払うことによって本件商品1本を購入することができ、2本目以降の購入を義務付けられるなどの契約上の制約が課せられることがないものであるかのような表示をしていた。

しかし、本件ボタンを押下することにより申し込むことができる本件定期購入契約の内容は、実際には、前記（2）のとおりであった。

大橋 颯介に対する行政処分概要

1 名宛人

大橋 颯介（以下「大橋」という。）

2 処分の内容

大橋が、令和 7 年 1 1 月 6 日から令和 8 年 5 月 5 日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- （1）特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 2 項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に関する商品の販売条件について広告をすること。
- （2）通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- （3）通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 1 5 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

- （1）別紙 1 のとおり、株式会社 B I Z M（以下「B I Z M」という。）に対し、特定商取引法第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、B I Z Mが行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）大橋は、B I Z Mの代表取締役であり、かつ、B I Z Mが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

本件商品の効能に関する表示



※紫枠は、以下①～③のように遷移する動画

①



②



③



あれ...消えてる!?
なんで!?!?

あんなに何を使ってもダメだったシミが
1週間で消え去りました...



だから、私が10年以上悩んできた
顔の大きな濃いシミも...



あまりにもきれいに
シミが消えてしまったので

日焼け止めを塗ったことがないという
旦那👤に使ってみたら...



だから、今まで
何を使っても消えなかった
根深いシミが...



※紫枠は、以下①から②のように遷移する動画

①



②



実際に使ってみると...



なんと...

シミが見事に消えてる！！

そのまま1週間使い続けたら...



✦シミ一つない綺麗な肌✦

が爆誕してしまいました...！！

※紫枠は、以下①～④のように遷移する動画

①

シミに塗ってみると...



②

シミに塗ってみると...



③

シミに塗ってみると...

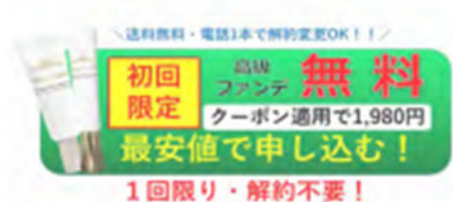


④

見事に消えた！



本件商品の販売条件に関する表示



【本日限定】
送料無料・購入回数の縛りなし

たった**1,980円**で**2万円以上**の
高級シミケアを使えるなんて...

赤字覚悟キャンペーン

お得すぎて、なにか裏があるんじゃない?

と疑ったんですが・・・

安心の購入回数の縛りなしでした

詐欺広告にありがちな
「最低〇回は購入してください」という
『購入回数のお約束なし』



今ならたった**1980円**で
本来の透明肌に戻る

本件定期購入契約の特定申込みに係る手続が表示される映像面

【ご注文内容の確認】

◀ご注文内容▶：リッチケアコース
 コンビニ後払い決済
 【商品価格】：1,980円(税別)2,178円(税込)
 【送料】：無料
 【手数料】：220円(税別)242円(税込)

【お支払い額】：2,200円(税別)2,420円(税込)

▶お支払い日について▶
 請求書発行から14日以内

【利用規約】

第1条（会員） 1.「会員」とは、当社の定める手続きに従い、本規約に同意した上で、入会申込を行った個人を指します。 2.「会員情報」とは、会員が当社に提供した個人情報や取引履歴を含む情報を指します。 3.本規約は、全ての会員に適用され、登録手続き時およびその後も遵守すべき規約です。 第2条（登録） 1.会員資格 本規約に同意の上、所定の入会申し込みをされた方は、必要な登録手続きが完了した時点で会員として認められます。登録は必ず会員ご本人が行い、代理での登録は認められません。過去に会員資格が取消された方や、当社が

【お客様情報】

■お名前

☒ メールでのお知らせを受け取る

再度、ご注文内容をご確認いただき「利用規約に同意する」にチェック後「注文を確定する」ボタンを押下いただけましたらご注文完了となります！

☐ 利用規約に同意する。【必須】

特別価格 1,980円

最安値価格で申し込む